

枚方市訓令第 7 号

枚方市事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(枚方市事務決裁規程の一部改正)

第1条 枚方市事務決裁規程（平成2年枚方市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表子育て支援監の項の次に次のように加える。

健康福祉監	健康福祉監の設置に関する規則（令和4年枚方市規則第 号）第1条に規定する健康福祉監の職にある者
消防監	消防監の設置に関する規則（令和4年枚方市規則第 号）第1条に規定する消防監の職にある者

第2条第2項の表部長の項第2号中「市駅周辺等まち活性化部長」を「市駅周辺まち活性化部長」に改め、同項第4号中「並びに」の次に「保健所参事及び」を加え、同表参事の項を次のように改める。

参事	次のいずれかに該当する者 (1) 職制規則第3条第1項の表に規定する参事の職にある者 (2) 市駅周辺まち活性化部参事 (3) 保健医療課、保健衛生課及び保健予防課に係る事項にあつては、保健所参事
----	---

第2条第2項の表次長の項第2号中「市駅周辺等まち活性化次長」を「市駅周辺まち活性化部次長」に改め、同表副参事の項第2号中「市駅周辺等まち活性化部副参事」を「市駅周辺まち活性化部副参事」に改め、同表課長の項第2号中「市駅周辺等まち活性化部課長、債権回収課長、消費生活センター所長」を「消費生活センター所長、市駅周辺まち活性化部課長、債権回収課長」に改め、同表主幹の項第2号中「市駅周辺等まち活性化部主幹、債権回収課主幹、消費生活センター主幹」を「消費生活センター主幹、市駅周辺まち活性化部主幹、債権回収課主幹」に改め、同表副主幹の項第2号中「市駅周辺等まち活性化部副主幹、債権回収課副主幹、消費生活センター副主幹」を「消費生活センター副主幹、市駅周辺まち活性化部副主幹、債権回収課副主幹」に改める。

第3条第18号中「別表第2の6の表(1)表8の項」を「別表第2の5の表(1)表8の項」に改め、同条第19号中「及び別表第2の6の表(1)表9の項」を「並びに別表第2の5の表(1)表9の項及び10の項」に改める。

第11条第1項中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 健康福祉監の所管する特命事項 健康福祉監

(6) 消防監の所管する特命事項 消防監

第17条第4項中「教育監」を「副教育長」に改める。

別表第1の1の表(1)表11の項中「又は理事」を「、理事、戦略監、危機管理監、子育て支援監、健康福祉監又は消防監」に改め、別表第1の2の表2の項、3の項及び5の項から7の項までの規定中「戦略監」の次に「、危機管理監、子育て支援監、健康福祉監、消防監」を加え、同表8の項中「課長代理以上の職員を除く。以下この項において同じ。）の主担事務を変更し、又

は所属職員」を「課長及び課長代理に限る。）に部内の他課の事務の応援を命じ、又は部内の所属職員（課長代理以上の職員を除く。）」に改め、同表第15の項中「戦略監」の次に「、危機管理監、子育て支援監、健康福祉監、消防監」を加え、同表備考1中「保健所長を」の次に「、参事」は保健所参事を」を加え、別表第1の3の表(2)表1の項第7号ロ及び同項第8号イ中「総務管理室課長専決事項」を「総務管理課長専決事項」に改め、同表4の項中「別表第2の6の表(5)表10の項」を「別表第2の5の表(6)表10の項」に改める。

別表第2の1の表を次のように改める。

1 危機管理部

(1) 危機管理政策課に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	課 長	統括課長代理
1	危機管理に係る関係各部、関係機関等との連絡調整に関する事。		○		
2	危機管理に係る計画案を作成すること。	○			
3	関係部署に対し対応を指示すること。		○		
4	地域防災計画に基づく災害対策に係る計画を定めること。	○			
5	防犯に係る施策を企画し、調整すること。		○		
6	災害見舞金品等の給付を決定すること。			○	

(2) 危機管理対策推進課に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	課 長	統括課長代理
1	防災行政無線の運用基準を定めること。		○		
2	消防団、消防組合及び水防組合との連絡調整を行うこと。			○	

(3) 消費生活センターに関する事項

項	事 項	副市長	部 長	課 長	統括課長代理
1	消費生活及び消費者保護に係る施策を企画すること。		○		
2	消費生活に係る相談及び苦情を処理すること。		特に重要	重 要	軽 易

別表第2の2の表を削り、別表第2の3の表(5)表中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から7の項までを1項ずつ繰り上げ、別表第2の3の表を別表第2の2の表とし、別表第2の4の表(1)表中「企画政策室」を「企画政策室企画課」に改め、別表第2の4の表(4)表中「ICT戦略課」を「DX推進課」に改め、別表第2の4の表を別表第2の3の表とし、別表第2の5の表(1)表中「市民室」を「市民室地域サービス課」に改め、3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項から9の項までを削り、10の項を6の項とし、11の項及び12の項を削り、13の項を7の項とし、14の項から17の項までを6項ずつ繰り上げ、別表第2の5の表中(8)表を削り、(7)表を(9)表とし、(3)表から(6)表までを2表ずつ繰り下げ、別表第2の5の表(2)表中「国民健康保険室」を「国民健康保険室国民健康保険課」に改め、11の項を削り、同表を別表第2の5の表(3)表とし、同表の次に次の1表を加える。

(4) 国民健康保険室後期高齢者医療課に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	室 長	課 長	統括課長代理
1	大阪府後期高齢者医療広域連合の經由事務を処理すること。			重 要		軽 易

別表第2の5の表(1)表の次に次の1表を加える。

(2) 市民室市民課に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	室 長	課 長	統括課長代理
1	住民基本台帳に関する事務を処理すること。			特に重要	重 要	軽 易
2	自動車臨時運行許可を行うこと。					○
3	戸籍に関する事務を処理すること。			特に重要	重 要	軽 易
4	埋火葬許可を行うこと。					○
5	破産者名簿の整備等資格証明に関する事務を処理すること。					○
6	中長期在留者の住居地に関する事務を処理すること。					○
7	特別永住者に関する事務を処理すること。				重 要	軽 易
8	印鑑登録に関する事務を処理すること。				重 要	軽 易
9	街区の区域を新たに画し、若しくは廃止し、又は街区の区域若しくは街区符号を変更すること。		○			
10	住居番号の付番等に関する事務を処理すること。				重 要	軽 易
11	公的認証サービスに関する事務を処理すること。			特に重要	重 要	軽 易
12	個人番号の指定等及び個人番号カードの交付に関する事務を処理すること。			特に重要	重 要	軽 易

別表第2の5の表を別表第2の4の表とし、別表第2の6の表(1)表9の項を次のように改める。

9	職員の分限（地方公務員法第28条第2項第1号に該当する場合の休職に限る。）、復職（同号に該当する場合の休職からの復職に限る。）及び分限期間の更新（枚方市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則（令和4年	参事、次長、室長、副参事、課長、課長代理	その他の職員（理事、戦略監、危機管理監、子育て支援監、健康福		
---	--	----------------------	--------------------------------	--	--

枚方市規則第12号) 第2条第2項に規定する場合の更新に限る。)を行うこと。	社監、消防監、部長を除く。)	
--	----------------	--

別表第2の6の表(1)表中16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、同表13の項中「戦略監」の次に「、危機管理監、子育て支援監、健康福祉監、消防監」を加え、同項を同表14の項とし、同表12の項を同表13の項とし、同表11の項中「戦略監」の次に「、危機管理監、子育て支援監、健康福祉監、消防監」を加え、同項を同表12の項とし、同表10の項中「戦略監」の次に「、危機管理監、子育て支援監、健康福祉監、消防監」を加え、同項を同表11の項とし、同表9の項の次に次のように加える。

10	職員の分限期間の更新（枚方市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則第2条第2項に規定する場合の更新を除く。）		参事、次長、室長、副参事、課長、課長代理	その他の職員（理事、戦略監、危機管理監、子育て支援監、健康福祉監、消防監、部長を除く。）
----	--	--	----------------------	--

別表第2の6の表(1)表備考中「11の項」を「12の項」に、「13の項」を「14の項」に改め、「保健所長を」の次に「、「参事」は保健所参事を」を加え、別表第2の6の表(4)表中「総務管理室」を「総務管理室総務管理課」に改め、10の項から19の項までを削り、別表第2の6の表中(6)表を(7)表とし、(5)表を(6)表とし、(4)表の次に次の1表を加える。

(5) 総務管理室財産管理課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	市有財産の活用に係る施策を企画すること。		○			
2	市営住宅の入居者の選考及び決定を行うこと。		○			
3	市営住宅の使用料の額を決定すること。		重要	輕易		
4	市営住宅の明渡し請求を行うこと。		○			
5	普通財産及び財産区財産の取得、交換（これらに伴う補償を含む。）及び処分に関する契約を締結すること。 (1) 土地 (2) 建物	○ 2,000万円以上	1,000万円以上 2,000万円未満	500万円以上 1,000万円未満	500万円未満	
6	不動産の鑑定調査を行うこと。			○		

7	予定価格を決定すること。		3,000万円以上	2,000万円以上3,000万円未満	2,000万円未満	
8	普通財産及び財産区財産の貸付契約を締結し、又は解除すること。	無償又は100万円以上	100万円未満			
9	市有建築物損害共済保険契約を締結し、当該保険金を請求すること。					○
10	議会を置く財産区の決算、証書類等を監査委員の審査に付すること。		○			

別表第2の6の表を別表第2の5の表とし、別表第2の7の表(2)表中7の項を8の項とし、3の項から6の項までを1項ずつ繰り下げ、2の項の次に次のように加える。

3	勤労者福祉に係る施策を企画すること。			○		
---	--------------------	--	--	---	--	--

別表第2の7の表(5)表3の項中「9の表(3)表3の項」を「8の表(4)表3の項」に改め、別表第2の7の表を別表第2の6の表とし、別表第2の8の表(1)表中「健康福祉総務課」を「健康福祉政策課」に改め、同表1の項中「健康・医療」を「健康、医療及び福祉」に、「企画する」を「企画し、調整する」に改め、同表中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、別表第2の8の表(2)表中「地域健康福祉室」を「健康寿命推進室長寿・介護保険課」に改め、12の項から16の項までを削り、別表第2の8の表(5)表を別表第2の8の表(10)表とし、別表第2の8の表(4)表中「福祉事務所」を「福祉事務所生活福祉課」に改め、2の項から8の項までを削り、9の項を2の項とし、10の項及び11の項を削り、同表を別表第2の8の表(9)表とし、別表第2の8の表(3)表中12の項を17の項とし、6の項から11の項までを5項ずつ繰り下げ、5の項の次に次のように加える。

6	社会福祉連携推進法人の認定及び認定の取消し等を行うこと。			○		
7	社会福祉連携推進法人の定款変更の認可を行うこと。			○		
8	社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進方針の変更を認定すること。			○		
9	社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可を行うこと。				○	
10	社会福祉連携推進法人の一時役員又は代表理事の職務を行うべき者の選任を行うこと。			○		

別表第2の8の表(3)表を別表第2の8の表(5)表とし、同表の次に次の3表を加える。

(6) 福祉事務所健康福祉総合相談課に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	課 長	統括課長代理
1	くらしの資金の貸付けを承認し、又はこれを取り消すこと。			○	

2	くらしの資金の貸付金を一時に返済させること。			○	
---	------------------------	--	--	---	--

(7) 福祉事務所障害企画課に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	課 長	統括課長代理
1	障害者福祉に係る施策を企画すること。		○		
2	不当利得等による徴収金及び返還金を徴収すること。		○		

(8) 福祉事務所障害支援課に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	課 長	統括課長代理
1	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく入院の同意を行うこと。		○		
2	身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務を処理すること。		重 要	軽 易	軽易かつ定例
3	指定自立支援医療機関に報告等を命じ、及び勧告等を行うこと。			○	
4	指定自立支援医療機関の指定及び指定の取消しを行うこと。		○		
5	身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師の指定及び指定の取消しを行うこと。		○		
6	大阪府の障害福祉に関する経由事務を処理すること。				○

別表第2の8の表(2)表の次に次の2表を加える。

(3) 健康寿命推進室健康づくり・介護予防課に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	室 長	課 長	統括課長代理
1	健康増進に係る施策を企画すること。		○			
2	特定健康診査・特定保健指導に係る受診券等を交付すること。				○	
3	短期任用の会計年度任用職員（一般事務に従事する者を除く。次項において同じ。）の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。				○	
4	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。		○			

(4) 健康寿命推進室母子保健課に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	室 長	課 長	統括課長代理
1	予防接種その他地域保健事業			○		

	の実施に係る計画を定めること。					
2	検診事業の委託を行うこと。		○			
3	短期任用の会計年度任用職員（一般事務に従事する者を除く。次項において同じ。）の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。				○	
4	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。		○			

別表第2の8の表を別表第2の7の表とし、別表第2の9の表(2)表から(8)表までを次のように改める。

(2) 子どもの育ち見守り室子ども相談課に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	室 長	課 長	統括課長代理
1	家庭生活支援員の派遣の対象となる母子家庭、父子家庭及び寡婦の登録を行うこと。				○	
2	助産施設及び母子生活支援施設への入退所を決定すること。				○	
3	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する家庭生活支援員の派遣を決定すること。				○	
4	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けの決定、取消し、停止及び減額を行うこと。		○			
5	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金を一時に返済させる請求を行うこと。				○	

(3) 子育て支援室私立保育幼稚園課に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	室 長	課 長	統括課長代理
1	子どもの育成、子育て支援及び保育に係る施策を企画すること。		○			
2	私立保育所等の運営に関する指導を行うこと。		重 要		軽 易	
3	行事、催物その他これらに類するものを開催すること。			重 要	軽 易	軽易かつ定例

(4) 子育て支援室公立保育幼稚園課に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	室 長	課 長	統括課長代理
1	通年任用の会計年度任用職員（別に定める者に限る。次項	○				

	において同じ。)の競争試験を実施し、合格者を決定すること。				
2	通年任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。	○			
3	短期任用の会計年度任用職員(一般事務に従事する者を除く。次項において同じ。)の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。			○	
4	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。		○		
5	児童福祉施設等(ひらかた子ども発達支援センターを除く。)に関する賄材料費に係る契約を締結し、又は解除すること。		30万円以上	30万円未満	
6	前項に定める契約の締結に当たり、その契約方法を決定し、及び業者選定を行い、並びに予定価格を決定すること。			○	

(5) 子育て支援室ひらかた子ども発達支援センター

項	事 項	副市長	部 長	室 長	課 長	統括課長代理
1	短期任用の会計年度任用職員(一般事務に従事する者を除く。次項において同じ。)の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。				○	
2	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。		○			
3	通園バスの運行管理を行うこと。					○
4	行事、催物その他これらに類するものを開催すること。			重 要	軽 易	軽易かつ定例
5	賄材料費に係る契約を締結し、又は解除すること。		30万円以上		30万円未満	
6	前項に定める契約の締結に当たり、その契約方法を決定し、及び業者選定を行い、並びに予定価格を決定すること。				○	

(6) 子育て支援室保育幼稚園入園課に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	室 長	課 長	統括課長代理
1	保育所への入退所を決定すること。		基準が不明確		基準が明確	
2	保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用調整を行うこと。		基準が不明確		基準が明確	
3	子ども・子育て支援法に基づく給付認定を行うこと。				○	
4	保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用者負担額を決定すること。				○	

(7) 保育所に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	室 長	課 長	統括課長代理
1	行事、催物その他これらに類するものを開催すること。			重 要	軽 易	軽易かつ定例

(8) 小規模保育事業を行う施設に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	室 長	課 長	統括課長代理
1	行事、催物その他これらに類するものを開催すること。			重 要	軽 易	軽易かつ定例

別表第2の9の表(8)表の次に次のように加える。

(9) 臨時保育室に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	室 長	課 長	統括課長代理
1	行事、催物その他これらに類するものを開催すること。			重 要	軽 易	軽易かつ定例

別表第2の9の表を別表第2の8の表とし、別表第2の10の表(1)表を次のように改める。

(1) 環境政策課に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	課 長	統括課長代理
1	環境に係る施策を企画すること。			○	
2	上下水道局との協議に関すること。			重 要	軽 易
3	環境保全に係る事業を実施すること。			重 要	軽 易
4	枚方市住み良い環境に関する条例（昭和49年枚方市条例第1号）第41条に基づく勧告及び命令を行うこと。			○	
5	枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例（平成14年枚方市条例第2号）に基づく勧告及び命令を行うこと。			○	

別表第2の10の表(4)表を別表第2の10の表(7)表とし、別表第2の10の表(3)表中「施設管理室」を「循環型社会推進室穂谷川資源循環センター」に改め、5の項から10の項までを削り、11の項を5の項とし、12の項を6の項とし、同表を別表第2の10の表(4)表とし、同表の次に次の2表を加える。

(5) 循環型社会推進室東部資源循環センターに関する事項

項	事 項	副市長	部 長	室 長	課 長	統括課長代理
1	ごみの処分に係る事業の実施に関すること。		重 要		軽 易	
2	ごみの処分作業計画を定めること。			○		
3	搬入ごみの搬入量を認定すること。				○	
4	臨時ごみの搬入を承認すること。				○	
5	短期任用の会計年度任用職員（現業に従事する者に限る。次項において同じ。）の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。				○	
6	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。		○			

(6) 循環型社会推進室希釈放流センターに関する事項

項	事 項	副市長	部 長	室 長	課 長	統括課長代理
1	一般廃棄物処理業（し尿及び汚泥に限る。）及び浄化槽清掃業の許可及びその取消しを行うこと。		○			
2	し尿処理に係る事業の実施に関すること。		重 要		軽 易	
3	し尿の収集及び運搬作業計画を定めること。				○	
4	し尿の不法投棄に係る措置を決定すること。		○			
5	し尿の処理計画を定めること。				○	
6	汚泥の受入れの調整及び受入量の決定を行うこと。				○	
7	短期任用の会計年度任用職員（現業に従事する者に限る。次項において同じ。）の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。				○	
8	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。		○			

別表第2の10の表(2)表中「減量業務室」を「循環型社会推進室ごみ減量推進課」に改め、3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から7の項までを1項ずつ繰り上げ、同表を別表第2の10の表(3)表とし、別表第2の10の表(1)表の次に次の1表を加える。

(2) 循環型社会推進室循環型社会推進課に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	室 長	課 長	統括課長代理
1	循環型社会の推進に係る施策を企画すること。		○			
2	ごみ（家庭系ごみを除く。）の減量化及び資源化に係る事業の実施に関すること。		重 要		軽 易	

別表第2の10の表を別表第2の9の表とし、別表第2の11の表(6)表43の項中「第27条」を「第26条」に改め、同表を別表第2の11の表(9)表とし、別表第2の11の表中(5)表を(8)表とし、別表第2の11の表(4)表中「施設整備室」を「施設整備室建築課」に改め、1の項及び2の項を削り、同表3の項中

「

特に重要	重 要	○	軽 易	
------	-----	---	-----	--

」

を

「

1億円以上 1億5,000万 円未満	5,000万円 以上1億円 未満	2,000万円 以上5,000 万円未満	2,000万円 未満	
--------------------------	------------------------	----------------------------	---------------	--

」

に改め、同項を同表1の項とし、同表を別表第2の11の表(5)表とし、同表の次に次の2表を加える。

(6) 施設整備室設備課に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	室 長	課 長	統括課長代理
1	依頼工事に関する事務を処理すること。	1億円以上 1億5,000万 円未満	5,000万円 以上1億円 未満	2,000万円 以上5,000 万円未満	2,000万円 未満	

(7) 施設整備室施設管理課に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	室 長	課 長	統括課長代理
1	依頼工事に関する事務を処理すること。	1億円以上 1億5,000万 円未満	5,000万円 以上1億円 未満	2,000万円 以上5,000 万円未満	2,000万円 未満	

別表第2の11の表(3)表中「市街地整備室」を「市街地整備室市街地開発課」に改め、1の項から4の項までを削り、5の項を1の項とし、同表の次に次の1表を加える。

(4) 市街地整備室連続立体交差課に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	室 長	課 長	統括課長代理
1	連続立体交差事業及び関連事業に係る基本協定に基づく業務委託契約を締結すること。		○			
2	連続立体交差事業用地等の取		○			

	得及び交換（これらに伴う補償を含む。）に関する契約を締結すること。				
3	土地収用法（昭和26年法律第219号）の施行に係る調整及び事務の処理を行うこと。		重 要		軽 易
4	国税の譲渡所得の特例に関する事務を処理すること。				○
5	連続立体交差事業に係る経由事務を処理すること。				○
6	連続立体交差事業用地等の使用等を承認すること。				重 要 軽 易

別表第2の11の表を別表第2の10の表とし、別表第2の12の表中(2)表を削り、(3)表を(2)表とし、同表の次に次の1表を加える。

(3) みち・みどり室道路公園管理課に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	室 長	課 長	統括課長代理
1	道路の区域の決定又は変更及び供用の開始又は廃止を行うこと。		○			
2	道路工事等の施行を承認すること。				○	
3	道路の占用を許可すること。				重 要	軽 易
4	道路の通行の禁止及び制限を行うこと。				重 要	軽 易
5	道路法（昭和27年法律第180号）第71条の規定による処分又は措置命令を行うこと。		○			
6	道路法第71条第4項の規定による放置自動車等の除却を決定すること。				○	
7	道路用地の無償借受け及び管理に関する協定を締結すること。		○			
8	道路用地及び法定外公共物並びにそれらの附属物の寄附を受けること。	○				
9	測量標の使用を承諾すること。				○	
10	法定外公共物の使用等を許可すること。				○	
11	河川の流水又は河川区域内の土地の占用を許可すること。		新 規		更 新	
12	河川法（昭和39年法律第167		○			

	号) 第100条において準用する同法第75条の規定による処分又は措置命令を行うこと。					
13	河川工事等の施行を承認すること。		○			
14	国・府の管理する河川、水路等の境界明示申請その他国・府の経由事務を処理すること。				○	
15	水路用地及び法定外公共物並びにそれらの附属物の寄附を受けること。	○				
16	緑化の推進に係る施策を企画すること。		○			
17	保存樹木等の指定又はその解除を行うこと。		○			
18	近郊緑地保全区域内における行為許可申請に関する経由事務を処理すること。					○
19	都市公園の管理許可、占用許可及び行為許可を行うこと。				重要	軽易
20	都市公園の使用を禁止し、又は制限すること。				重要	軽易
21	都市公園法（昭和31年法律第79号）第11条の規定による処分又は措置命令を行うこと。		○			
22	枚方市都市公園条例（昭和49年枚方市条例第22号）第15条の規定による処分又は措置命令を行うこと。		○			
23	公園・緑地アダプト参加団体の指導・育成を行うこと。		重要		軽易	

別表第2の12の表(4)表を次のように改める。

(4) みち・みどり室維持補修課に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	室 長	課 長	統括課長代理
1	道路、公園、河川及び法定外公共物の災害復旧の応急措置を講ずること。		○			

別表第2の12の表(6)表1の項中「の援助及び協力」を削り、同表を別表第2の12の表(7)表とし、別表第2の12の表中(5)表を(6)表とし、(4)表の次に次の1表を加える。

(5) みち・みどり室工事委託課に関する事項

項	事 項	副市長	部 長	室 長	課 長	統括課長代理
1	維持補修工事の実施に係る計				○	

	画を定めること。					
2	私道の舗装を承諾すること。				○	
3	単価契約による道路舗装及び交通安全施設（道路反射鏡に限る。）の補修工事の施行を決定し、及び契約を締結すること。		○			

別表第2中12の表を11の表とし、13の表を12の表とし、別表第2の14の表(1)表中「市議会事務局」を「市議会事務局議会総務課」に改め、別表第2の14の表(3)表中「教育委員会事務局学校教育部教職員課」を「教育委員会事務局学校教育部学校教育室教職員課」に改め、別表第2中14の表を13の表とする。

別表第3の3の項中「危機管理監 危機管理室長」を「危機管理部長 危機管理政策課長 危機管理対策推進課長」に改め、同表8の項、9の項、11の項及び12の項中「企画政策室長」を「企画政策室長 企画課長」に改め、同表13の項中「総務部長 総務管理室長」を「企画課長 総務部長 総務管理室長 財産管理課長」に改め、同表16の項中「総務部長及び」を削り、「機構改革の実施」を「庁内委員会の構成に係るものを除き、コンプライアンス推進課長にあっては庁内委員会の構成」に、「総合政策部長 行革推進課長 総務部長 人事課長」を「総務部長 人事課長 コンプライアンス推進課長」に改め、同表19の項中「ICT戦略課長」を「DX推進課長」に改め、同表25の項第3号を次のように改める。

(3) 部内の所属職員(課長及び課長代理に限る。)の部内の他課の事務の応援

別表第3の27の項中「及び環境政策室長」を「、総務管理課長及び環境政策課長」に、「総務部長 総務管理室長」を「総務部長 総務管理室長 総務管理課長」に、「環境部長 環境政策室長」を「環境部長 環境政策課長」に改め、同表28の項中「総務管理室長」を「総務管理室長 財産管理課長」に改め、同表33の項中「健康福祉総務課長」を「健康福祉政策課長」に改め、同表34の項中「施行(」の次に「子育て支援室長及び」を加え、「子ども青少年政策課長」を「子ども青少年政策課長 子育て支援室長」に改め、同表35の項中「環境政策室長」を「環境政策課長」に改める。

(枚方市副市長事務分担規程の一部改正)

第2条 枚方市副市長事務分担規程(平成27年枚方市訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表清水副市長の項中「市駅周辺等まち活性化部」を「市駅周辺まち活性化部」に改める。

(グループ制による事務処理に関する規程の一部改正)

第3条 グループ制による事務処理に関する規程(平成21年枚方市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第2項中「総合政策部長」を「総務部長」に改める。

(枚方市附属機関等の設置等に関する規程の一部改正)

第4条 枚方市附属機関等の設置等に関する規程(平成24年枚方市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項、第4条第3項並びに第7条中「総合政策部長」を「総務部長」に改める。

(枚方市庁内委員会規程の一部改正)

第5条 枚方市庁内委員会規程（平成20年枚方市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表その1の表枚方市土地開発公社経営健全化対策検討委員会の項中「総務部総務管理室」を「総務部総務管理室財産管理課」に改め、同表一般廃棄物処理手数料検討委員会の項中「環境部環境政策室、施設管理室」を「環境部循環型社会推進室循環型社会推進課、希釈放流センター」に改め、同表ひらかた高齢者保健福祉計画策定委員会の項中「健康福祉部地域健康福祉室」を「健康福祉部健康寿命推進室長寿・介護保険課」に改め、同表子どもの課題対策検討委員会の項中「子どもの育ち見守りセンター」を「子ども未来部子ども青少年政策課」に改め、同表王仁公園のあり方検討委員会の項中「土木部みち・みどり室」を「土木部みち・みどり室工事委託課」に改め、同表国土強^{じん}韌化地域計画策定委員会の項及び一般廃棄物（ごみ）処理基本計画検討委員会の項を削り、同表幼児教育検討委員会の項中「子ども未来部公立保育幼稚園課」を「子ども未来部子育て支援室公立保育幼稚園課」に改め、同表学校施設整備検討委員会の項中「都市整備部施設整備室」を「都市整備部施設整備室施設計画課」に改め、同表市街地開発事業等検討委員会の項中「都市整備部市街地整備室」を「都市整備部市街地整備室市街地開発課」に改める。

別表その2の表枚方市危機管理施策推進委員会の項中「危機管理監」を「危機管理部長」に、「危機管理室」を「危機管理部危機管理政策課」に改め、同表みどりの推進委員会の項中「土木部みち・みどり室」を「土木部みち・みどり室道路公園管理課」に改め、同表地方分権推進委員会の項中「総合政策部企画政策室」を「総合政策部企画政策室企画課」に改め、同表枚方市駅周辺再整備活性化推進委員会の項中「市駅周辺等まち活性化部担当副市長」を「市駅周辺まち活性化部担当副市長」に、「市駅周辺等まち活性化部」を「市駅周辺まち活性化部」に改め、同表総合計画等推進委員会の項中「総合政策部企画政策室」を「総合政策部企画政策室企画課」に改め、同表可燃ごみ広域処理施設整備推進委員会の項中「環境部環境政策室」を「環境部循環型社会推進室循環型社会推進課」に改め、同表障害福祉施策推進委員会の項中「健康福祉部福祉事務所」を「健康福祉部福祉事務所障害企画課」に改め、同表京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業推進委員会の項中「都市整備部市街地整備室」を「都市整備部市街地整備室連続立体交差課」に改め、同表枚方市地域福祉計画推進委員会の項中「健康福祉部健康福祉総務課」を「健康福祉部健康福祉政策課」に改め、同表に次のように加える。

枚方市 国土強 韌化地 域計画 推進委 員会	枚方市国土強韌化地域計画を推進するため。	(1) 枚方市国土強韌化地域計画の推進に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。	危機管 理監	総合政 策部長	危機管 理部危 機管理 政策課
枚方市 成年後 見制度 利用促	枚方市成年後見制度利用促進基本計画を推進するた	(1) 枚方市成年後見制度利用促進基本計画の推進に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、	健康福 祉部長	福祉事 務所長	健康福 祉部健 康福祉 政策課

進基本 計画推 進委員 会	め。	市長が必要と認める事項に関 すること。			
------------------------	----	------------------------	--	--	--

別表その3の表自動車事故審査委員会の項及び市政功労者表彰委員会の項中「総務部総務管理室」を「総務部総務管理室総務管理課」に改め、同表不動産価格等審査委員会の項中「総務部総務管理室」を「総務部総務管理室財産管理課」に改める。

(枚方市都市経営会議規程の一部改正)

第6条 枚方市都市経営会議規程（平成20年枚方市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「総合政策部企画政策室」を「総合政策部企画政策室企画課」に改める。

第4条第3項の表部門会議の部総務部門会議の項中「危機管理監」の次に「、危機管理部長」を加え、「市駅周辺等まち活性化部長」を「市駅周辺まち活性化部長」に改め、同部市民福祉部門会議の項中「病院事業管理者」の次に「、健康福祉監」を加え、同部教育子育て部門会議の項中「教育次長、子育て支援監、教育監」を「子育て支援監、副教育長、教育次長」に改め、同表計画会議の項及び予算会議の項中「教育長」の次に「、副教育長」を加え、同条第8項の表部門会議の部総務部門会議の項中「総合政策部企画政策室」を「総合政策部企画政策室企画課」に改め、同部市民福祉部門会議の項中「健康福祉部健康福祉総務課」を「健康福祉部健康福祉政策課」に改め、同表計画会議の項中「総合政策部企画政策室」を「総合政策部企画政策室企画課」に改める。

(枚方市事務連絡協議会規程の一部改正)

第7条 枚方市事務連絡協議会規程（平成2年枚方市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総合政策部企画政策室」を「総合政策部企画政策室企画課」に改める。

別表理事者会議の項中「理事」の次に「、危機管理監、健康福祉監、子育て支援監」を加え、「市議会事務局長」の次に「、教育委員会副教育長」を加え、「、教育監」を削り、同表部課長連絡会議の項中「、参事、次長」の次に「、保健所参事」を加える。

(枚方市障害者雇用推進本部設置規程の一部改正)

第8条 枚方市障害者雇用推進本部設置規程（昭和59年枚方市訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表委員の項中「危機管理監」の次に「、健康福祉監」を加え、「教育監」を「副教育長」に改める。

第8条第2項の表幹事の項中「市長公室総務担当課長」を「危機管理部総務担当課長、市長公室総務担当課長」に改め、「、危機管理室課長、子どもの育ち見守りセンター課長」を削り、「ICT戦略課長」を「DX推進課長」に、「市駅周辺等まち活性化部課長」を「市駅周辺まち活性化部課長」に、「総務管理室課長」を「総務管理課長」に、「福祉事務所課長」を「健康福祉総合相談課長」に、「上下水道局上下水道総務室課長」を「上下水道局総務課長」に、「市議会事務局課長」を「市議会事務局議会総務課長」に、「教育委員会教育支援室課長」を「教育委員会学校支援課長」に改める。

第13条中「健康福祉部福祉事務所」を「健康福祉部福祉事務所障害支援課」に改める。

(枚方市人権擁護推進本部設置規程の一部改正)

第9条 枚方市人権擁護推進本部設置規程（昭和59年枚方市訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表委員の項中「危機管理監」の次に「、健康福祉監」を加え、「教育監」を「副教育長」に改める。

第6条第4項の表幹事の項中「市長公室総務担当課長」を「危機管理部総務担当課長、市長公室総務担当課長」に改め、「、危機管理室課長、子どもの育ち見守りセンター課長」を削り、「市駅周辺等まち活性化部課長」を「市駅周辺まち活性化部課長」に、「福祉事務所課長」を「健康福祉総合相談課長」に、「上下水道局上下水道総務室課長」を「上下水道局総務課長」に、「市議会事務局課長」を「市議会事務局議会総務課長」に、「教育委員会教育支援室課長」を「教育委員会学校支援課長」に改める。

(枚方市男女共同参画推進本部設置規程の一部改正)

第10条 枚方市男女共同参画推進本部設置規程（平成元年枚方市訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表委員の項中「危機管理監」の次に「、健康福祉監」を加え、「教育監」を「副教育長」に改める。

第7条第2項の表幹事の項中「市長公室総務担当課長」を「危機管理部総務担当課長、市長公室総務担当課長」に改め、「、危機管理室課長、子どもの育ち見守りセンター課長」を削り、「市駅周辺等まち活性化部課長」を「市駅周辺まち活性化部課長」に、「福祉事務所課長」を「健康福祉総合相談課長」に、「上下水道局上下水道総務室課長」を「上下水道局総務課長」に、「市議会事務局課長」を「市議会事務局議会総務課長」に、「教育委員会教育支援室課長」を「教育委員会学校支援課長」に改める。

(枚方市環境行政推進本部設置規程の一部改正)

第11条 枚方市環境行政推進本部設置規程（平成8年枚方市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表委員の項中「危機管理監」の次に「、健康福祉監」を加え、「教育監」を「副教育長」に改める。

第7条第2項の表幹事長の項中「環境政策室長」を「環境部次長」に改め、同表副幹事長の項中「環境政策室課長（環境保全担当）」を「環境政策課長」に改め、同表幹事の項中「市長公室総務担当課長」を「危機管理部総務担当課長、市長公室総務担当課長」に改め、「、危機管理室課長、子どもの育ち見守りセンター課長」を削り、「市駅周辺等まち活性化部課長」を「市駅周辺まち活性化部課長」に、「福祉事務所課長」を「健康福祉総合相談課長」に、「上下水道局上下水道総務室課長」を「上下水道局総務課長」に、「市議会事務局課長」を「市議会事務局議会総務課長」に、「教育委員会教育支援室課長」を「教育委員会学校支援課長」に改める。

第13条中「環境部環境政策室」を「環境部環境政策課」に改める。

(枚方市情報化推進本部設置規程の一部改正)

第12条 枚方市情報化推進本部設置規程（平成12年枚方市訓令第24号）の一部を次のように改正す

る。

第3条第2項の表委員の項中「危機管理監」の次に「、健康福祉監」を加え、「教育監」を「副教育長」に改める。

第8条第2項の表幹事の項中「市長公室総務担当課長」を「危機管理部総務担当課長、市長公室総務担当課長」に改め、「、危機管理室課長、子どもの育ち見守りセンター課長」を削り、「市駅周辺等まち活性化部課長」を「市駅周辺まち活性化部課長」に、「福祉事務所課長」を「健康福祉総合相談課長」に、「上下水道局上下水道総務室課長」を「上下水道局総務課長」に、「市議会事務局課長」を「市議会事務局議会総務課長」に、「教育委員会教育支援室課長」を「教育委員会学校支援課長」に改める。

第14条中「総合政策部ICT戦略課」を「総合政策部DX推進課」に改める。

(枚方市行政改革実施本部設置規程の一部改正)

第13条 枚方市行政改革実施本部設置規程（平成13年枚方市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表委員の項中「危機管理監」の次に「、健康福祉監」を加え、「教育監」を「副教育長」に改める。

(枚方市健康推進本部設置規程の一部改正)

第14条 枚方市健康推進本部設置規程（平成18年枚方市訓令第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表委員の項中「危機管理監」の次に「、健康福祉監」を加え、「教育監」を「副教育長」に改める。

第9条中「健康福祉部健康福祉総務課」を「健康福祉部健康福祉政策課」に改める。

(枚方市定住促進・人口誘導対策本部設置規程の一部改正)

第15条 枚方市定住促進・人口誘導対策本部設置規程（平成30年枚方市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表委員の項中「危機管理監」の次に「、健康福祉監」を加え、「教育監」を「副教育長」に改める。

第11条中「総合政策部企画政策室」を「総合政策部企画政策室政策推進課」に改める。

(枚方市新型コロナウイルス対策本部設置規程の一部改正)

第16条 枚方市新型コロナウイルス対策本部設置規程（令和2年枚方市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表委員の項中「理事」の次に「、健康福祉監」を加え、「教育監」を「副教育長」に改める。

第9条中「健康福祉部健康福祉総務課」を「健康福祉部健康福祉政策課」に、「危機管理室」を「危機管理部危機管理政策課」に改める。

(枚方市内部統制制度推進本部設置規程の一部改正)

第17条 枚方市内部統制制度推進本部設置規程（令和3年枚方市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表委員の項中「危機管理監」の次に「、健康福祉監」を加え、「教育監」を「副教育長」に改める。

(枚方市職員提案規程の一部改正)

第18条 枚方市職員提案規程（平成元年枚方市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「総合政策部企画政策室及びICT戦略課」を「総合政策部企画政策室企画課及びDX推進課」に改める。

(枚方市文書取扱規程の一部改正)

第19条 枚方市文書取扱規程（平成31年枚方市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ハ中「部等」を「部及び室」に改める。

別表第1中

「

危機管理室	危管
子どもの育ち見守りセンター	育セ

」

を

「

危機管理部危機管理政策課	危政
危機管理部危機管理対策推進課	危推
危機管理部消費生活センター	消セ

」

に、

「

総合政策部企画政策室	政企
------------	----

」

を

「

総合政策部企画政策室企画課	政企
総合政策部企画政策室政策推進課	政推

」

に改め、同表総合政策部ICT戦略課の項中「総合政策部ICT戦略課」を「総合政策部DX推進課」に、「政I」を「政D」に改め、同表市駅周辺等まち活性化部の項中「市駅周辺等まち活性化部」を「市駅周辺まち活性化部」に改め、同表中

「

市民生活部市民室	市民
市民生活部国民健康保険室	市国

」

を

市民生活部市民室地域サービス課	市サ
市民生活部市民室市民課	市民
市民生活部国民健康保険室国民健康保険課	市国
市民生活部国民健康保険室後期高齢者医療課	市後

に改め、同表市民安全部消費生活センターの項を削り、同表中

総務部総務管理室	総管
----------	----

を

総務部総務管理室総務管理課	総務
総務部総務管理室財産管理課	総財

に改め、同表健康福祉部健康福祉総務課の項中「健康福祉部健康福祉総務課」を「健康福祉部健康福祉政策課」に、「健総」を「健政」に改め、同表中

健康福祉部地域健康福祉室	健地
--------------	----

を

健康福祉部健康寿命推進室長寿・介護保険課	健長
健康福祉部健康寿命推進室健康づくり・介護予防課	健予
健康福祉部健康寿命推進室母子保健課	健保

に、

健康福祉部福祉事務所	福事
------------	----

を

健康福祉部福祉事務所健康福祉総合相談課	福相
健康福祉部福祉事務所障害企画課	福企
健康福祉部福祉事務所障害支援課	福支
健康福祉部福祉事務所生活福祉課	福生

に改め、同表子ども未来部子ども青少年政策課の項の次に次のように加える。

子ども未来部子どもの育ち見守り室子ども相談課	子相
子ども未来部子どもの育ち見守り室子ども支援課	子支

別表第1 子ども未来部私立保育幼稚園課の項中「子ども未来部私立保育幼稚園課」を「子ども未来部子育て支援室私立保育幼稚園課」に改め、同表子ども未来部公立保育幼稚園課の項中「子ども未来部公立保育幼稚園課」を「子ども未来部子育て支援室公立保育幼稚園課」に改め、同表子ども未来部ひらかた子ども発達支援センターの項中「子ども未来部ひらかた子ども発達支援センター」を「子ども未来部子育て支援室ひらかた子ども発達支援センター」に改め、同表子ども未来部保育幼稚園入園課の項中「子ども未来部保育幼稚園入園課」を「子ども未来部子育て支援室保育幼稚園入園課」に改め、同表環境部環境政策室の項中「環境部環境政策室」を「環境部環境政策課」に改め、同表中

「

環境部減量業務室	環減
環境部施設管理室	環施

」

を

「

環境部循環型社会推進室循環型社会推進課	環推
環境部循環型社会推進室ごみ減量推進課	環減
環境部循環型社会推進室家庭ごみ業務第1課	環1
環境部循環型社会推進室家庭ごみ業務第2課	環2
環境部循環型社会推進室穂谷川資源循環センター	環穂
環境部循環型社会推進室東部資源循環センター	環東
環境部循環型社会推進室希釈放流センター	環希

」

に、

「

都市整備部市街地整備室	都街
都市整備部施設整備室	都施

」

を

「

都市整備部市街地整備室市街地開発課	都街
都市整備部市街地整備室連続立体交差課	都連
都市整備部施設整備室施設計画課	都施
都市整備部施設整備室建築課	都建
都市整備部施設整備室設備課	都設
都市整備部施設整備室施設管理課	都管

」

に改め、同表土木部道路河川管理課の項を削り、同表中

「

土木部みち・みどり室	土み
------------	----

」

を

「

土木部みち・みどり室道路公園管理課	土管
土木部みち・みどり室維持補修課	土修
土木部みち・みどり室工事委託課	土委

」

に改める。

(枚方市公印規程の一部改正)

第20条 枚方市公印規程(昭和58年枚方市訓令第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1の9の項中「総務管理室課長」を「総務管理課長」に改め、同表14の項及び15の項中「危機管理室課長」を「危機管理対策推進課長」に改め、同表16の項から20の項までの規定中「市民室課長」を「市民課長」に改め、同表21の項中「市民室課長」を「地域サービス課長」に改め、同表34の項から38の項までの規定中「国民健康保険室課長」を「国民健康保険課長」に改め、同表46の項中「地域健康福祉室課長」を「母子保健課長」に改め、同表47の項中「福祉事務所課長」を「生活福祉課長」に改め、同表48の項及び49の項中「福祉事務所課長」を「障害企画課長」に改め、同表59の項を削り、同表中60の項を59の項とし、61の項から67の項までを1項ずつ繰り上げ、同表68の項中「環境政策室課長」を「環境政策課長」に改め、同項を同表67の項とし、同表69の項中「71の項」を「70の項」に改め、同項を同表68の項とし、同表70の項中「市街地整備室所管事務用」を「連続立体交差課所管事務用」に、「市街地整備室課長」を「連続立体交差課長」に改め、同項を同表69の項とし、同表中71の項を70の項とし、72の項を71の項とし、73の項を削り、同表74の項中「(みち・みどり室を除く。)」を削り、「前項に掲げる用途を除く」を「市役所第2分館において処理する事務に限る」に改め、同項を同表72の項とし、同表75の項中「みち・みどり室所管事務用」を「土木部所管事務用(土木部中部別館において処理する事務に限る。)」に改め、同項を同表73の項とし、同表中76の項を74の項とし、77の項から80の項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第2中第59号を削り、第60号を第59号とし、第61号から第72号までを1号ずつ繰り上げ、第73号を削り、第74号を第72号とし、第75号から第80号までを2号ずつ繰り上げる。

(枚方市電子計算組織管理運営規程の一部改正)

第21条 枚方市電子計算組織管理運営規程(平成10年枚方市訓令第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「総合政策部ICT戦略課」を「総合政策部DX推進課」に改める。

(枚方市住民基本台帳ネットワークシステムに係るセキュリティに関する規程の一部改正)

第22条 枚方市住民基本台帳ネットワークシステムに係るセキュリティに関する規程(平成14年枚方市訓令第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「総合政策部ICT戦略課長」を「総合政策部DX推進課長」に改める。

第5条第2項中「市民生活部市民室課長及び」を「市民生活部地域サービス課長及び市民課長並びに」に改める。

第6条第3項中「危機管理監」を「危機管理部長」に、「総務部総務管理室課長」を「総務部総務管理室総務管理課長」に、「危機管理室長」を「危機管理部危機管理政策課長」に改め、同条第7項中「市民生活部市民室」を「市民生活部市民室市民課」に改める。

第9条第2項及び第12条第2項中「総合政策部ICT戦略課長」を「総合政策部DX推進課長」に改める。

第14条第2項中「市民生活部市民室課長及び」を「市民生活部市民室地域サービス課長及び市民課長並びに」に、「総合政策部ICT戦略課長」を「総合政策部DX推進課長」に改める。

(枚方市安全運転管理者等設置規程の一部改正)

第23条 枚方市安全運転管理者等設置規程（昭和53年枚方市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

主な駐車場所	部 署	管理範囲
枚方市保健センター	健康づくり・介護予防課及び母子保健課	当該部署に属する自動車
穂谷川清掃工場	環境政策課、循環型社会推進室（東部資源循環センター及び希釈放流センターを除く。）及び環境指導課	
東部清掃工場	循環型社会推進室（東部資源循環センターに限る。）	
希釈放流センター	循環型社会推進室（希釈放流センターに限る。）	
市役所第2分館	土木政策課、道路河川整備課、交通対策課及び用地課	
土木部中部別館	みち・みどり室	
第3公用車駐車場	総務管理課	その他の自動車

(枚方市庁用自動車管理規程の一部改正)

第24条 枚方市庁用自動車管理規程（昭和56年枚方市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第13条中「総務管理室」を「総務管理課」に改める。

(枚方市安全衛生管理規程の一部改正)

第25条 枚方市安全衛生管理規程（昭和57年枚方市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項の表第2衛生委員会の項中「子ども未来部公立保育幼稚園課」を「子ども未来部子育て支援室公立保育幼稚園課」に改める。

第16条第2項の表第1安全衛生委員会の項中「環境部環境政策室」を「環境部循環型社会推進室循環型社会推進課」に改め、同表第2安全衛生委員会の項中「土木部みち・みどり室」を「土木部みち・みどり室維持補修課」に改める。

別表酸素欠乏危険作業主任者の項中「環境部施設管理室」を「環境部循環型社会推進室穂谷川資源循環センター」に、

「

土木部道路河川管理課	2	酸素欠乏に係る作業箇所
土木部みち・みどり室	8	酸素欠乏に係る作業箇所

」

を

「

土木部みち・みどり室	7	酸素欠乏に係る作業箇所
------------	---	-------------

」

に改める。

(枚方市公金等の保管に関する規程の一部改正)

第26条 枚方市公金等の保管に関する規程（平成21年枚方市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「部等」を「部及び室」に、「市駅周辺等まち活性化部、債権回収課、消費生活センター」を「消費生活センター、市駅周辺まち活性化部、債権回収課」に改め、「市議会事務局」を削り、「農業委員会事務局並びに」の次に「市議会及び」を加える。

(小規模工事に関する契約規程の一部改正)

第27条 小規模工事に関する契約規程（平成23年枚方市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項の表委員の項中「みち・みどり室課長」を「工事委託課長」に改める。

(枚方市防災行政無線管理運用規程の一部改正)

第28条 枚方市防災行政無線管理運用規程（平成2年枚方市訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「危機管理監」を「危機管理部長」に、「危機管理室課長（当該職にある者が複数ある場合にあっては、それらの者のうちから総括管理者が指名する者）」を「危機管理対策推進課長」に改め、同条第3項中「危機管理室」を「危機管理対策推進課」に改める。

(枚方市福祉事務所処務規程の一部改正)

第29条 枚方市福祉事務所処務規程（昭和52年枚方市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条（見出しを含む。）中「地域健康福祉室課長」を「健康福祉総合相談課長」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

(障害企画課長の専決事項)

第3条 委任事務について障害企画課長が専決することができる事項は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による事務とする。

第4条の見出し中「福祉事務所課長」を「障害支援課長」に改め、同条中「福祉事務所課長」を「障害支援課長」に改め、同条第1号中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」

を加え、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とする。

第5条中「前3条」を「第2条から前条まで」に改め、同条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(生活福祉課長の専決事項)

第5条 委任事務について生活福祉課長が専決することができる事項は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による事務（保護の開始、停止及び廃止、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給並びに返還額及び徴収額の決定及び徴収に関する事務を除く。）とする。

(子どもの育ち見守り室長の専決事項)

第6条 委任事務について子どもの育ち見守り室長が専決することができる事項は、児童福祉法の規定による事務（要保護児童等に関する事務に限る。）とする。

(障害者生活相談所設置運営規程の一部改正)

第30条 障害者生活相談所設置運営規程（昭和56年枚方市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「福祉事務所」を「障害支援課」に改める。

(枚方市保健所処務規程の一部改正)

第31条 枚方市保健所処務規程（平成26年枚方市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地域健康福祉室課長」を「健康づくり・介護予防課長、母子保健課長」に改め、同条第2項中「地域健康福祉室」を「健康づくり・介護予防課、母子保健課」に改める。

附 則 [令和4年3月31日公布]

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。